

令和元年給与改定交渉 妥結内容の概要

事 項	概 要	実施時期
特 別 給 の 改 定	○勤勉手当 0.05月分引上げ ※勧告どおり	R元.12.1 遡及適用
栄養教諭制度の見直し	○栄養教諭について主任栄養教諭への昇任可能 (主幹教諭(栄養)及び教育管理職への昇任可能) ○栄養教諭の主任教諭選考は令和2年度から実施	R2.4.1
勤 務 時 間 の 振 分 け 割 合 の 見 直 し	○本庁職場における勤務時間の振分け割合の見直し ・A班(8:30始業)及びB班(9:00始業)の割合 最低6割程度 ⇒ 設定なし ・公務の運営に支障がない範囲で、所属長が勤務時間(9区分)を割振り	R2.1.1
不 妊 症 ・ 不 育 症 に 係 る 休 暇 の 整 備	○不妊症・不育症の各種検査、治療及び療養 ⇒ 病気休暇の対象に追加 ○一般職非常勤職員は、傷病欠勤の対象に追加 (会計年度任用職員についてはR2.4.1から実施)	R2.1.1
臨時的任用教職員に係る 勤勉手当の成績率見直し	○臨時的任用教職員については、成績率対象外	R2.6月期
育 児 休 業 中 等 の 職 員 に 係 る 主 任 級 職 選 考 の 取 扱 い	○育児休業又は配偶者同行休業を取得している職員も、論文等の 受験が可能となるよう人事委員会と調整	—
総務局支庁職員住宅への エアコン設置検討	○総務局所管の支庁職員住宅への段階的なエアコン設置を検討	—
在 宅 勤 務 型 テ レ ワ ー ク の 上 限 日 数 の 取 扱 い (非 交 渉 事 項)	○在宅勤務型テレワークの上限日数の取扱いを柔軟化 ・対象：育児、介護及び妊娠中の職員並びに負傷、疾病及び障 害により通勤の負担が大きい職員 ・上限日数：週2日分 ⇒ 月10日分	R2.1.1